

メリットその3: 調査・措置の正当性の証明

<p>汚染された土地を自主的に区域指定の申請を行うことにより一旦形質変更時要届出区域等に指定し、その後、汚染の除去を実施し、指定を解除する。</p>	
概要	<p>汚染された土地を一旦形質変更時要届出区域等に指定し、その後、掘削除去や原位置浄化等の汚染の除去を行い、都道府県知事等から措置が適正に行われたことの確認を受けた場合、形質変更時要届出区域等の解除が公示され、台帳からも削除されます。これにより、法律に基づいた適切な対策が講じられたことを証明することができます。</p>
具体的には	<pre> graph TD A[汚染された土地を自主的な区域指定の申請により、形質変更時要届出区域等に指定] --> B[掘削除去や原位置浄化等の汚染の除去を実施] B --> C[都道府県知事等へ措置が適正に行われたことを確認できる資料*を提出] C --> D[汚染の除去が適正に行われたことを確認] D --> E[形質変更時要届出区域等の解除の公示 形質変更時要届出区域等の台帳から削除] E --> F[解除されたことが公報や都道府県等のホームページに掲載] F --> G[法に基づき対策が講じられたことを証明できます。] </pre> <p>※工事状況の写真、工事終了報告書、地下水モニタリング記録 等</p>
留意点	<ol style="list-style-type: none"> ① 自主的に区域指定の申請をし、形質変更時要届出区域等に指定されると、指定の状況について公示され、台帳に記載されます。申請した場所に汚染があるということが地域住民等に公示されることにより、不安感を与えることがあります。 ② 形質変更時要届出区域等の指定を解除するには、封じ込め等に比べて対策費用が高い掘削除去や原位置浄化等の汚染の除去が必要となります。 ③ 土壌溶出量基準に適合しない土地における指定の解除には、汚染の除去を行った後、地下水汚染が生じていない状態が2年間継続することを確認する必要があります。なお、措置実施時に地下水汚染が生じていない土地で掘削除去を行う場合は、掘削除去後に地下水の水質の測定を1回行い、地下水汚染が生じていないことを確認する必要があります。ただし、土壌含有量基準不適合の土地においてはこの限りではありません。